

1) 介護保険取得状況

今年の調査では、介護保険の取得状況、介護保険の利用状況、項目毎の透析実施状況、各曜日毎の透析時間、そして血液調査値が測定された透析曜日について調査しました。以下ではこれらの項目の集計結果について解説します。

(1) 介護保険制度 (図表21)

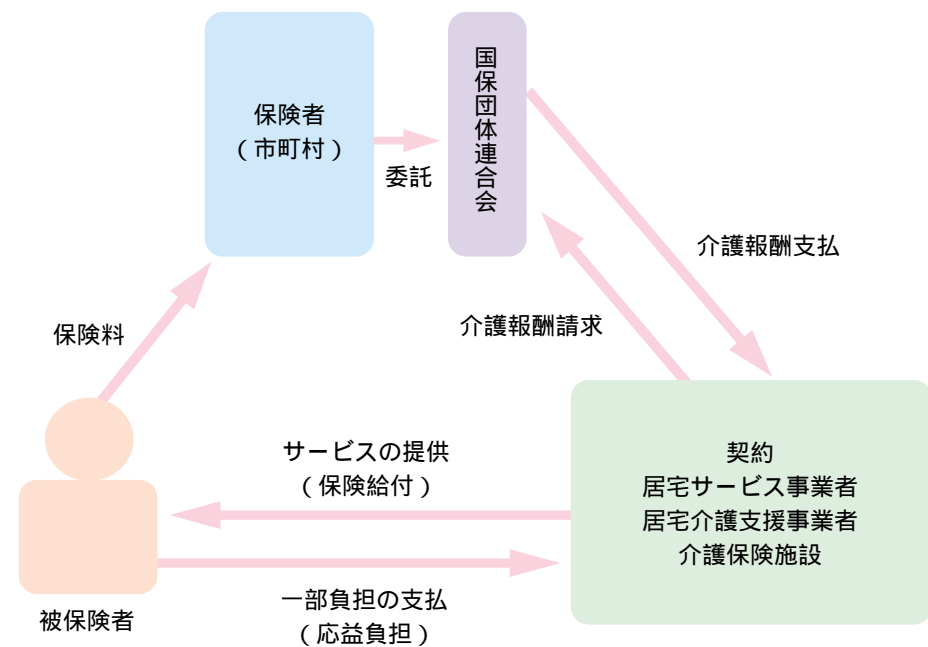


表 介護保険制度における保険者、被保険者、受給権者

介護保険の保険者 (保険を運用する人)
市町村 (特別区含む)
介護保険の被保険者 (保険料を払う人)
第1号被保険者: 65歳以上の者
第2号被保険者: 40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者 (保険の給付を受ける人)
第1号被保険者: 要介護、又は要支援と認定された者
第2号被保険者: 要介護、又は要支援と認定された者のうち、特定疾病に起因する者

表 介護保険特定疾病

初老期痴呆	閉塞性動脈硬化症
脳血管障害	慢性閉塞性肺疾患
筋萎縮性側索硬化症	両側の膝関節又は股関節の著しい変形を伴う変形性関節症
パーキンソン病	慢性関節リウマチ
脊髄小脳変性症	後縦靭帯骨化床
シャイ・ド・レーガー症候群	骨折を伴う骨粗鬆症
糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症・	早老症
糖尿病性神経障害	

表 介護保険で受けられるサービス

在宅介護サービス	介護保険施設入所
訪問看護	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
訪問介護 (ヘルパー)	介護老人保健施設 (老人保健施設)
通所介護 (デイケア)	市営介護療養型医療施設
福祉用具 (レンタル・購入)	
短期入所 (ショートステイ)	
通所リハビリ	
訪問リハビリ	
など	

表 在宅サービスの利用限度額

要支援	6,150単位
要介護1	16,580単位
要介護2	19,480単位
要介護3	26,750単位
要介護4	30,600単位
要介護5	35,830単位
	1単位 = 10円

解説

介護保険について

わが国の (透析患者ではなく人口全体の) 年齢別人口構成が急速に高齢化しつつあることは周知の事実です。これに伴い、寝たきりなどの介護を要する人 (要介護者) も急速に増加しつつあります。この一方で、65歳以上の高齢者1人あたりの就労人口 (15歳~64歳の人口) は急速に減少しつつあります。65歳以上の高齢者1人あたりの就労人口は、1970年には9.8人でしたが、1980年には7.4人、1990年には5.8人となり、2000年には3.9人にまで減少しています。約20年後の2020年には2.2人にまで減少することが推計されています。すなわち、日本の社会全体に占める高齢要介護者に対する介護負担は急速に増大しつつあり、大きな社会問題となっています。

従来、これらの高齢の要介護者 (透析患者ではない一般の高齢者) に対して、老人福祉法あるいは老人保健法に基づくサービス、医療が提供されてきました。しかし、老人福祉法による福祉サービスは措置方式 (公費負担方式) をとっていたため、サービスを利用者が選択できない、利用にあたり所得調査が必要、市町村が直接サービスを提供するため競争原理が働かない、利用者負担が中高所得者に重い傾向がある、などの問題点がありました。一方、老人保健法による医療にも、社会的入院の増加や医療費の高騰の一因となるなど、様々な問題が指摘されています。

2000年4月、これらの問題点を解決するための制度として介護保険制度が導入されました。介護保険では、従来老人福祉法と老人保健法に分かれていた福祉サービスや医療サービスの一部 (老人保健施設入所、療養病床群、訪問看護、訪問リハビリなど) を一本化しています。また、社会保険方式をとることにより、保険料や利用者負担と受給サービスの関係が明確でわかりやすく、またサービス提供者を利用者が選べるため、事業者間に競争原理が働くなどの利点があります。

ただし、介護保険では原則として10%の自己負担があります。自己負担分以外の90%は保険者から補助されるとはいえ、享受するサービスを増やせば増やすほど自己負担が増加します。このため、せっかく介護保険を取得しても、一方では10%の自己負担が抵抗となって利用を手控えてしまう懸念があります。

さて、透析患者では、従来より「内部機能 (腎臓) の身体障害」として、医療費の減免や障害年金の受給など様々な補償がなされてきました。しかしながら、介護保険制度の適応後は、介護保険制度が利用できるサービスについては原則として介護保険が優先して適応されることとなり、身体障害認定を持つ透析患者といえども、介護保険制度と無関係ではられない状況となっています。

このような状況の中、介護保険の導入から2年半を経た今回の調査において、わが国の透析患者の介護保険の取得状況、そして利用状況について調査を行いました。ここでは介護保険の取得状況に関する集計結果について概説します。

介護保険の受給を受けることができるのは、介護保険の被保険者ですが (保険者は市町村及び特別区)、介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者の2種類があります。

第1号被保険者 (65歳以上) は、要介護、あるいは要支援と認定されれば、その原因となった疾病によらず、介護保険の給付を受けられます。一方、第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険加入者) は、脳血管障害やパーキンソン病など定められた15疾病 (上表参照) に起因する要介護・要支援状態にのみ、介護保険の給付が認められます。

今回の介護保険に関する集計では、上記状況から患者の年齢によって40歳以上65歳未満と65歳以上の2群に分けて集計を行いました。

なお、介護保険で利用できるサービスは、大きく分けて在宅療養に関連する給付である「居宅介護サービス費」と、施設入所に関連する給付である「施設介護サービス費」の2種類に分けられます。

参考までに上記の表に介護保険で受けられる主なサービスと、在宅サービスでの利用限度額を示します。